

まちどり

# 待鳥よしこの議会活動レポート

## ～2017年12月定例会のご報告～



無所属 会派・新しい風

平成30年が明けました。新たな10年への架け橋となる年です。市政においても、平成30年度に大きく変わる福祉分野の新たな計画が実施され、また広沢地区の国有地等の利活用・総合児童センター等の再整備事業、駅北口の再開発事業、北インター東部地区の土地区画整理事業等、大規模な事業も動いていきます。

12月定例議会では、諮問2件、最終日に上程された1件を含め議案13件、陳情1件を審議し、すべての諮問・議案を原案可決、陳情は趣旨採択としました。

今年も、一歩ずつ地道な活動を積み重ねてまいります。

### 【12月定例会の主な議案から】

#### **和光市職員の退職管理に関する条例を定めることについて 賛成全員で可決**

管理・監督の地位にある市職員が離職後2年以内に再就職した場合、任命権者(市長等)に再就職に関する情報を届けなければならないことが規定されました。

退職管理については、昨年3月の定例会でも一般質問をしています。平成28年4月に施行された改正地方公務員法では、国家公務員法と同様に、再就職したOBによる現職職員への口きき行為を禁止しており、当市でも和光市職員の退職管理に関する規則を同時期に施行しました。しかし、再就職時に企業や団体に市職員やOBの情報を提供したり、雇用を求めたりする「あっせん」については規定しておらず、再就職先についての把握もしていなかったため、市民の信頼を確保する見地からさらに透明性を高めることを求めていました。今回、適正な退職管理に向けて一歩前進したことになります。

#### **和光市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについて 賛成11：反対6で可決**

当市の都市計画税は、平成8年度から0.3%から0.2%に引き下げた税率を採用していますが、今回、段階的に平成30年度課税分から0.25%に、平成33年度からは0.3%とする改正を行います。

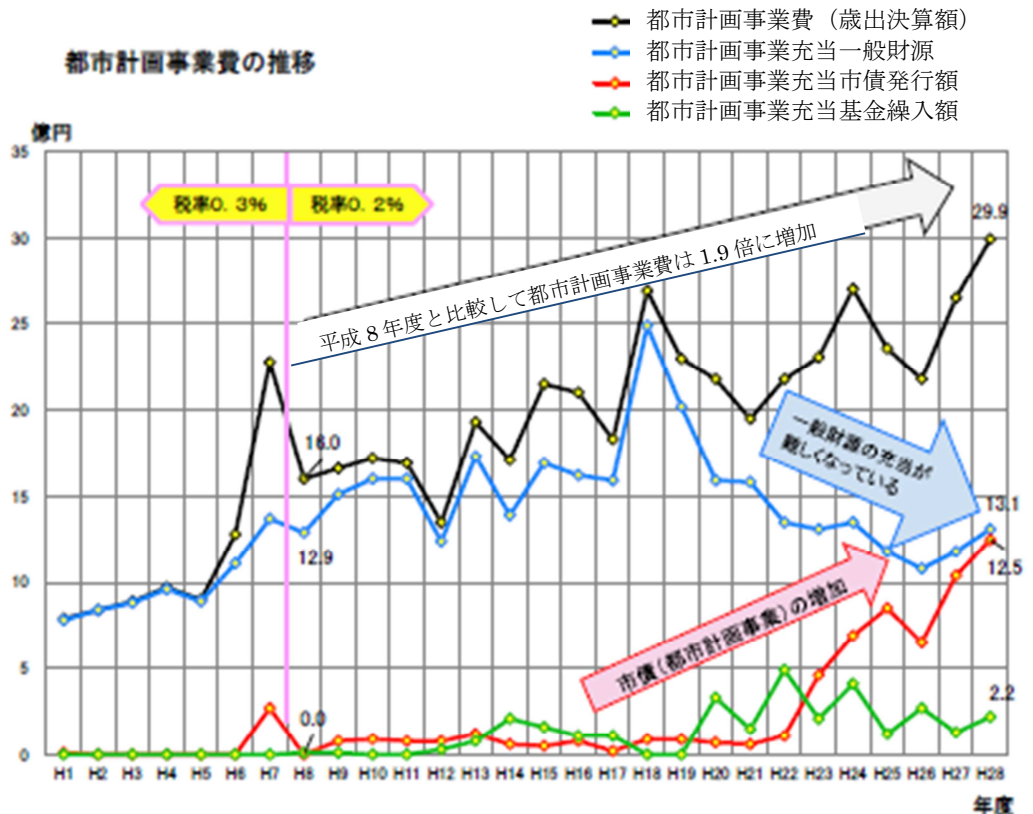
都市計画税は、都市計画法による「市街化区域」内にある土地・建物を所有する場合に、固定資産税と合わせて市町村が徴収する地方税で、税率は0.3%を上限として市町村が定めています。また、都市計画税は、道路・下水道整備などの都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に全額が使われている目的税です。

和光市ではここ10数年来、都市計画事業の必要性が高まり、事業量が増加して、財源として都市計画税で不足する部分を一般財源からの繰り入れや市債の発行、基金繰り入れで賄ってきています。今後もおおむね10年のうちに、国道254号バイパスの都内延伸に合わせた和光北インター東部地区の開発、和光市駅北口の再開発事業等、都市計画事業を実施していく必要があります。さらに少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加、公共施設の老朽化に伴う維持管理費増加により、都市計画事業に充当できる財源確保がさらに厳しくなることが予想されます。

リーマン・ショック以降の法人市民税の大幅減収による厳しい財政状況の中で、無駄を省く事業の見直しもやり切った現状において、福祉とまちづくりを両立させていくためには必要不可欠な税率改正であると判断し、会派「新しい風」としては賛成しました。(反対6は、緑風会と共産党)

※右のグラフは、和光市 HP 掲載資料「和光市における都市計画事業実施状況(普通会計)」より抜粋しました。

都市計画事業費の推移



### 一般会計補正予算から

- みなみ保育園施設整備で、空調機器更新工事のため 9,449 万 5 千円の増額。
- 生活保護の住宅扶助を 1,946 万円増額。住宅扶助受給世帯の増加。(平成 29 年度上半期平均 467 世帯)
- 道路橋りょう費のうち、道路維持(労務単価上昇、植樹剪定や除草の市民要望への対応等)で 1,165 万 9 千円、道路補修(市道484号線排水管補修、その他舗装修繕要望への対応)で 2,040 万 1 千円、道路整備で 3,159 万円(芝宮橋架替工事、道路拡幅用地買収等)と各々増額。
- 都市計画街路整備で都市計画道路用地の先行取得費(諏訪越四ツ木線予定地)等で 2,583 万 4 千円増額。
- 中央公民館施設整備で空調機器更新工事等のため 2,298 万 5 千円の増額。



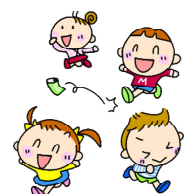
## 待鳥よしこの一般質問 1 子ども福祉

### ●保育所保育指針の改定について

保育所保育指針が改定され、平成 30 年度から施行されます。改定の主な方向性として、①0 歳児、1 歳児以上 3 歳未満児の保育に関する内容の充実 ②保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ ③子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載事項の見直し ④保護者、家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性 ⑤職員の資質、専門性の向上 が挙げられています。和光市では、この改正に合わせて、指針に基づく保育及び市の特色である地域包括ケアシステムにおける保育施設としての役割を盛り込んだ「和光市保育課程」を作成し、市内保育施設の質を確保することとしています。

Q:各園の保育課程に市が踏み込んで指導する例は他の自治体でもあることなのか、また今回このような形をとった理由をうかがいます。

A(喜名子どもあんしん部長):必ずしも一般的な取り組みではありません。和光市が今回この取り組みを行った背景として、近年の市内保育施設の増加、とりわけ小規模保育事業の拡大に伴い、



保育の質の確保・向上が非常に重要だと認識がありました。保育指針改定にあたり、多忙な現場の保育従事者に対して、内容をわかりやすく示し、保育指針に具体的に明記されていない各種ガイドライン(食事の提供や感染症対策に関するガイドライン等)や地域包括ケアにおける保育施設の役割を一体的に提示し、市として技術的・知識的名支援を行っていく趣旨です。

Q：各園の特長や独自性ととのバランスの観点から、市の保育課程は、各園の保育課程を実質的にどの程度規定するものなのかをうかがいます。

A(喜名子どもあんしん部長)：和光市の保育課程は、市の保育施設としての基本的な保育の質を示しており、各施設がそれに付加して特長や独自性、創造性等を反映した保育課程を策定するのを制約することはありません。

その他、企業型保育所、保育園・子育て世代包括支援センターと地域との連携、相談対応における各課の連携等について質問しました。

●市内大手自動車メーカーの敷地内に内閣府管轄の企業主導型保育事業として開設される保育施設は、定員30名、平成30年4月開所予定で地域枠(社員以外の市民対象の受入枠)はありません。市は、認可外保育施設として児童福祉法に基づき報告を受け、立ち入り調査等の指導・監督を行って、基準の遵守状況等を確認することとなります。

## 待鳥よしこの一般質問 2 教育行政

### ●道徳教育について

平成30年度から特別の教科「道徳」が導入されます

(中学校は平成31年度から)。その大きな契機となったのは、いじめに関する痛ましい事案であることから、授業の中でいじめに関する具体的な事例を取り上げて児童・生徒が考え議論するような授業を積極的に行うことが期待されています。

(平成28年11月18日付文部科学大臣のメッセージ参照)

また、考え議論する道徳へと転換し、特定の考え方に無批判に従うのではなく、主体的に考え未来を切り開く子どもを育てることをめざすとされ、子どもたちの多様性を尊重しながら議論を導く授業にはかなりの力量を要すると考えられます。

Q:道徳の評価方法については、数値で評価して他と比較したり、入試等に利用したりしないことが文部科学省から示されています。評価のためにどんな資料を集めるのか、評価方法や基準についての教師間の共通認識醸成や評価結果についての検討、実践事例の蓄積と共有等、学校としての組織的計画的な取り組みが、先生方個々の負担軽減にもつながるのではないかと考えますが、各校の対応をうかがいます。

A(戸部教育長)：評価のあり方については、文部科学省の通知を校長会議等で周知徹底し、道徳教育推進教師の研修会でも情報提供を行い、学校内で評価方法の共通理解を図る等、具体的な取り組みについて指導してきました。各学校では昨年度より、道徳教育推進教師を中心に専門部会で評価も含めた道徳の教科化への対応を検討しています。その中で、学校共通のノートの活用や指導方法の工夫と連動した評価の視点の見直しと、学校として組織的、計画的に取り組む方策を試行し具体的な準備を進めています。今後も必要な情報提供を行うとともに、県から配付されている指導評価資料を活用しながら適切な評価が行われていくよう、学校現場を指導していきたいと考えています。

その他、教育大綱の見直し、学校施設の計画的な修繕、学校給食の公会計化、校則(生徒心得)について質問しました。紙面が限られており、十分にお伝えすることができませんが、詳しくは会議録でご確認いただければ幸いです。

和光市では、平成30年度から小学校で始まる「特別の教科道徳」の教科書は光村図書出版のものが採択されました。



Q: 昨年、さいたま市職員の方が職場のパワー・ハラスメントで重いつ状態となり自殺された事案が報道されました。当市職員の職場環境整備におけるパワー・ハラスメント防止の取り組みについてうかがいます。

A(安井総務部長): 市では、「和光市職員のハラスメント防止等に関する要綱」を定め、実際にハラスメント被害が生じた場合の処理のため、「和光市ハラスメント被害処理委員会設置要綱」を定めています。相談窓口としては人事管理業務担当の職員課長のほか、市が契約しているカウンセラー2名を相談員とし、希望する相談員に自由に相談できる体制をとっています。相談への対応として、秘密の保持や相談により不利益な取扱いがないこと、本人の意思や希望を尊重することを伝え、相談者が自由に包み隠さず話せる環境を整え、本人がどのような解決を望んでいるかの意向や希望に沿った対応を行っています。

Q: 現状、電磁的記録については各課の判断で紙媒体やCD等に記録されてファイリング・システムにより保存されている状況だが、情報公開請求があれば電子データ資料も含め公開される可能性があるため、電子データに関しても即座に検索でき必要なデータが取り出せる状態で保存管理するための全庁的なルールが必要ではないでしょうか。

A(安井総務部長): 組織共用文書として扱う電磁的記録については、多様な方法で各課所等のルールにより管理されています。検索性の向上は開示対応のみならず各事務の効率性の向上にも資するものなので、各事務の特性や情報の内容による独自の管理方法も配慮しながら、管理方法を見直し、事務効率や市民サービス向上につながるよう慎重に検討していきたいと考えています。



#### 会派「新しい風」懇談会のお知らせ

2月3日(土) 午後1時30分～3時30分 本町地域センター 3階和室

皆様の日頃の思いや疑問点など自由にご発言いただくオープンな意見交換の場です。

(毎定例議会後に開催しています。)  
「新しい風」所属議員3名が参加します。お気軽にご参加ください!



#### 和光市議会 議会報告会のお知らせ

4月26日(木)にコミュニティ・スクールをテーマに開催予定です。

詳細は後日掲示するポスター等でご確認ください。

※和光市では、平成30年度より全小学校でコミュニティ・スクールを導入予定です。(白子小、新倉小は導入済み) コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会での熟議を通して、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域の方々から参画できる仕組みです。



発行：和光市議会議員 待鳥 美光 (まちどり よしこ) 無所属 市議会会派・新しい風

総務環境常任委員会委員 朝霞地区一部事務組合議会議員

TEL：080-5684-8222 メール：[yoshikomachidori@gmail.com](mailto:yoshikomachidori@gmail.com) FAX 463-7972

和光市本町(CIハイツA棟)在住 Facebookで発信中!